推進事業委託契約書

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「甲」という。）は、□□□□□□法人△△△△△△△△△△（○○○○○○○○活動グループ代表機関）（以下「乙」という。）に「革新的技術開発・緊急展開事業(うち技術開発・成果普及等推進事業)」に係る推進業務について委託するものとし、次のとおり委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１章　総則

（委託業務）

第１条　甲は、次に掲げる事業に係る業務（以下「委託業務」という。）を乙へ委託し、乙はこれを受託する。実施内容の詳細は、別紙「事業実施計画書」（以下「実施計画書」という。）に定める。なお乙は本事業に係る活動グループを構築した上で実施計画書の実施に当たるものとする。

　　委託業務：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

（委託費の限度額）

第２条　甲は、前条の委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）として、金□□，□□□，□□□円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えない範囲で乙へ支払うものとする。

２　乙は、委託費を実施計画書に記載された経費の区分に従って使用しなければならない。当該実施計画書が変更されたときも同様とする。

（委託期間）

第３条　委託業務の実施期間（以下「委託期間」という。）は次のとおりとする。

　　委託期間　平成△△年△△月△△日から平成３１年３月１５日まで

（委託費の支払）

第４条　委託費の支払は、委託費の額が確定した後に行うものとする。

２　甲は、前項の規定にかかわらず、必要があると認める場合は、委託期間の中途において委託費を乙へ支払うこと（以下「概算払」という。）ができる。

３　乙は、概算払を請求するときは「委託事業概算払請求書」を甲へ提出するものとする。

第２章　委託業務の実施

（委託業務の実施）

第５条　乙は、実施計画書に記載された内容に従って委託業務を実施しなければならない。当該実施計画書が変更されたときも同様とする。

２　乙は、本契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって本契約に基づく業務を行わなければならない。

３　乙は、委託業務の実施中において、事故その他の委託業務の実施を妨げる重大な事由が発生したときは、発生したときから７日以内にその旨を甲へ通知しなければならない。

（再委託の禁止）

第６条　乙は、委託業務の全部又は一部を第三者へ委託してはならない。

（権利義務の譲渡等）

第７条　○○○○○○○○活動グループ構成機関（以下「グループ構成員」という。）が第三者へ本契約により生ずる権利を譲渡し又は義務を承継させようとするときは、当該グループ構成員は、グループ構成員の全員が同意していることがわかる書類を添付した「権利義務承継承認申請書」を乙を通じて甲へ提出し、甲の事前承認を得なければならない。

２　前項の定めによることなく当該グループ構成員が本契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡または承継させ、もしくは解散した場合又は甲がその書類の内容に不備があったと認めた場合は、当該グループ構成員の権利義務は乙へ承継されたものとみなす。

３　グループ構成員は、本契約により生じるグループ構成員の債権について、第三者に対する譲渡又は担保の用に供する等の行為を行ってはならない。ただし、甲の事前承認を得た場合はこの限りではない。

４　グループ構成員は、本契約によって得られた取得財産に対し、抵当権、質権その他の担保物権を設定してはならない。

（帳簿等の整備）

第８条　乙は、委託業務に係る経費について、専用の帳簿を備え、収入支出の額を経費項目に従って記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

２　乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、委託期間が終了した日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して５年間保管しなければならない。

（旅費並びに人件費及び賃金)

第９条　乙は、委託費からの旅費並びに人件費及び賃金の支払いについては、いずれも第１条に定める委託業務と直接関係のある出張又は用務に従事した場合に限るものとする。

２　乙は、前項の規定に違反した不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該委託費を返還しなければならない。

第３章　委託業務の管理

（実績報告）

第１０条　乙は、委託期間が終了する日までに、当該年度における委託業務の実施に要した費用の使用実績をまとめた「委託事業実績報告書」（以下「実績報告書」という。）を作成して、甲に対し提出するものとする。

２　甲は、第４条第２項の規定により委託費の全部または一部を概算払いした場合において、乙が委託期間の終了する日までに委託業務完了届を甲に提出したときは、前項に掲げる実績報告書の提出期限を当該期限の６１日後とすることができるものとする。この場合、第１９条に掲げる「確定額」は概算払した金額を上限とするものとする。

３　乙は、第１４条、第１５条又は第１６条の規定により契約が解除になった場合は、その解除された日の翌日から起算して３０日以内、又は委託期間の終了日のいずれか早い日までに、実績報告書を作成して甲に対し提出するものとする。

（検査及び報告の徴収）

第１１条　甲は、乙から実績報告書を受理したときは、実績報告書の記載内容について、委託業務の契約内容に適合するものであるかどうかを速やかに検査するものとする。

２　甲は、前項の検査のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができる。

一　委託業務の実施に要した経費の支出状況についての委託期間中の検査

二　その他、甲が必要と認めた検査

３　甲は、前二項の検査を次の各号に掲げる事項について行うことができる。

一　実績報告書に記載された実施内容とこれに対して支出した経費との整合性

二　実施計画書の内容に対する実績報告書の内容の整合性

三　第８条に掲げる帳簿、書類の整合性

四　甲が委託業務に関して必要と認めるその他の事項

４　甲は、第１項及び第２項の検査をグループ構成員の施設その他の関連事業所において行うことができる。

５　甲が、事実確認の必要があると認めるときは、乙は取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるものとする。

６　甲は、第４項の検査を実施しようとするときは、乙を通じて対象となるグループ構成員に、検査の場所と日時、甲が派遣する検査職員、その他検査を実施するために必要な事項をあらかじめ通知するものとする。

７　乙は、前項の通知を受けたときは、甲が指定する書類を事前に準備し、委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。

８　甲が検査できる期間は、委託期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して５年間とする。

第４章　変更手続

（契約の変更）

第１２条　甲又は乙は、著しい経済情勢の変動、天災地変その他やむを得ない事由により、本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったときは、相手方の承諾を得て契約内容を変更できるものとする。

２　甲又は乙は、委託業務の実施の途中において、委託期間、委託費の限度額又は実施計画書に定められた事業内容（代表者の所属及び氏名を除く。）の変更を行う必要が生じたときは、相手方の承諾を得て契約内容を変更できるものとする。

３　前二項のほか、日本国政府の予算又は方針の変更等により本契約の変更を行う必要が生じたときは、甲は本契約の内容を変更できる。

４　消費税率の変更に伴い契約金額が変更される場合は、変更契約書の作成を省略することができる。この場合は、甲の承認をもって変更契約が締結されたものとみなす。

（実施計画書の変更）

第１３条　乙は、前条の契約変更以外で、実施計画書の収支予算を変更しようとする場合は、「事業実施計画変更承認申請書」を甲へ提出し、甲の事前承認を受けなければならない｡ただし、実施計画書の収支予算の支出の部の区分の欄に掲げる費目間（直接経費から間接的経費（いわゆる一般管理費等）への流用を除く。）における直接経費総額の５０％以内の流用については、この限りではない。

２　前項に規定する実施計画書に記載された内容の主要な変更を行う場合は、甲の承認をもって変更契約が締結されたものとみなす。

第５章　契約の解除

（甲の解除権）

第１４条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一　乙の責に帰すべき事由により、乙が本契約又は本契約に基づく甲の指示に違反したとき。

二　乙の責に帰すべき事由により、委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったとき。

三　乙が委託業務に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

四　乙において【特記事項１】第１条に規定する談合等の不正行為が認められたとき、あるいは【特記事項２】第３条に規定する暴力団関与の属性要件に適合する場合。

２　前項に定める場合以外において、日本国政府の予算又は方針の重大な変更に伴い、甲が委託業務の中止を決定した場合は、１か月の予告期間を定めて乙へ通知することにより、中止を決定した日以降の契約を解除することができる。

（乙の解除権）

第１５条　乙は、甲の責に帰すべき事由により甲が本契約に違反しその結果委託業務の実施が不可能又は著しく困難となったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（その他の契約解除）

第１６条　著しい経済情勢の変動、天災地変等、本契約締結の際に予測することのできない事由であって、甲乙いずれの責にも帰すことのできないものにより委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったときは、甲乙協議して本契約を解除することができる。

（解除措置）

第１７条　本契約を解除するときは、乙は「委託業務中止（廃止）申請書」を甲へ提出して、甲の承認を得るとともに、第４条及び第１８条から第２１条までの規定に準じて精算するものとする。

（違約金等）

第１８条　第１４条第１項に規定した甲の解除権に基づき本契約の全部又は一部を解除したときは、甲はその解除により完了できない委託業務（以下「解除部分」という。）に係る経費の支払義務を免れるとともに、乙は違約金として解除部分に対する契約金額の１００分の１０に相当する金額を、甲へ支払わなければならない。

２　甲は、甲が既に負担した費用のうち、前項により本契約の全部又は一部の解除部分に係る支払額の返還を乙へ請求するものとする。

３　乙は、第１項の違約金及び前項の返還金を甲が指定する支払期日までに支払わないときは、未払金額に対して支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、年５パーセントの割合により計算した延滞金を支払わなければならない。

第６章　委託費の確定及び支払い

（委託費の額の確定）

第１９条　甲は、乙から受理した実績報告書を遅滞なく検査し、委託業務の実施に要した経費が本契約内容に適合していると認めたときは、当該経費の額と委託費の限度額とのいずれか低い額を支払うべき額として確定（以下「確定額」という。）し、乙へ通知する。

（確定額の請求及び支払）

第２０条　乙は、前条の通知を受けたときは、「委託業務精算払請求書」により確定額を甲に請求するものとする。ただし、既に第４条第２項に規定する概算払を受けている場合は、確定額から当該概算払の額を減じた額を請求するものとする。

２　甲は、前項の規定により「委託業務精算払請求書」を受理したときは、受理した日から起算して３０日（以下「約定期間」という。）以内に、これを乙へ支払うものとする。

３　前項の規定にかかわらず、甲は、乙の「委託業務精算払請求書」を受理した後、その内容の全部又は一部を不当と認めたときは、その理由を明示して当該請求書を乙に返付することができるものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から是正された「委託業務精算払請求書」を甲が受理した日までの期間は、約定期間に算入しない。

４　甲は、約定期間内に確定額を乙に支払わないときは、未払金額に対して約定期間満了の日の翌日から甲の取引銀行において支払手続をとった日までの日数に応じ、年５％の割合により計算した金額を遅延利息として、乙代表機関に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことができない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

（過払金等の返還）

第２１条　乙は、既に第４条第２項に規定する概算払を甲から受けた額が確定額を超えるとき（以下「過払金」という。）は、過払金を甲へ返還しなければならない。

２　乙は、過払金を甲が指定する期日までに返還しないときは、未返還金額に対して指定期日の翌日から返還する日までの日数に応じ、年５％の割合により計算した延滞金を付して返還しなければならない。

第７章　成果の取扱

（成果報告書の提出）

第２２条　乙は、委託業務終了時（委託業務を中止、又は廃止したときを含む。）に、委託事業成果報告書（以下「成果報告書」という。）を作成し、書面と電子ファイルとを各１式甲へ遅滞なく提出するものとする。

２　成果報告書には、グループ構成員が委託業務を実施することによって得られた成果の詳細、実施計画書に定められた委託業務の目的に照らした達成状況、及び成果の公表に係わる情報を的確に整理して記載するものとする。

３　乙は、委託業務により作成し甲に提出する成果報告書及びこれに係わる著作物については、提出後に「著作物通知書」を甲へ遅滞なく提出しなければならない。

４　甲は、成果報告書に関して必要があると認めるときは、更に詳細な説明資料の提出を乙へ求めることができる。

（著作権等の保証）

第２３条　グループ構成員は、甲に対し、成果報告書が第三者の権利（著作権、肖像権等を意味し、産業財産権は除く。次項において同じ。）を侵害していないことを保証するものとする。

２　成果報告書に関して第三者から権利の侵害等の主張があったときは、成果報告書に係る記載について第三者から当該主張を受けたグループ構成員はその全責任を負う。ただし、グループ構成員が甲の指示に従った結果、第三者から権利の侵害等の主張があったとき（グループ構成員が、甲の指示に従えば第三者の権利を侵害するおそれがあることを知りながらその旨を甲に告げなかったときを除く。）は、この限りではない。

（成果の公表等）

第２４条　グループ構成員は、委託期間中又は委託期間終了後において、委託業務で得られた成果を適切に発表又は公開することとする。

２　グループ構成員は、委託期間中又は委託期間終了後において、委託業務で得られた成果を甲以外の者へ提供しようとするときは、「事業成果発表事前通知書」を甲へ事前に提出しなければならない。

３　成果を公表する場合は、委託業務による成果であることを明示し、又は口頭で発表しなければならない。

第８章　雑則

（不正申請又は不正行為に対する対応等）

第２５条

　甲は、グループ構成員が本契約の締結に際しての不正の申請（以下「不正申請」という。）又は委託業務の実施に当たっての不正、不当な行為をした疑いがあると認められる場合は、乙に対して内部調査を指示することができる。

２　グループ構成員は、前項の指示を受けたときには、その内部調査の結果を書面により、乙を通じて甲に報告しなければならない。

３　甲は、不正申請又は不正等行為の有無を確認するため、前項の報告の内容を精査するに当たり、必要と認めるときは、乙に通告の上、グループ構成員の施設等に立ち入り、調査（以下「立入調査」という。）をすることができる。

４　甲は、第２項による報告が著しく遅滞している場合など、特に必要があると認めるときは、前三項の規定にかかわらず、内部調査を経ずに立入調査をすることができる。

５　甲は、第２項の報告の精査又は前二項の立入調査の結果、不正申請又は不正等行為が明らかになったときは、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求できる。

６　甲は、不正申請又は不正等行為の事実が確認できたときは、氏名及び当該事実の内容を公表することができる。

７　甲は、前各項のほか、契約の適正化を図るための必要な措置を講じることができる。

（加算金）

第２６条　甲は、前条第５項の規定に基づく返還金に対して、加算金を付加するものとする。

２　加算金は、返還金に係る委託費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納入した日までの日数に応じ、年利５％の割合により計算するものとする。

（秘密の保持）

第２７条　グループ構成員の従業員等及び委託業務に従事する者（従事した者を含む。以下「委託事業従事者」という。）は、委託業務に関して知り得た業務上の秘密をこの委託期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

一　知得した際、既に乙が保有していたことを証明できる情報

二　知得した後、乙の責めによらず公知となった情報

三　秘密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

四　甲から開示された情報によることなく独自に調査して得たことを証明できる情報

五　事前協議により、甲の同意を得た情報

（個人情報に関する秘密保持等）

第２８条　委託事業従事者は、委託業務に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を委託業務の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

２　委託事業従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（個人情報の複製等の制限）

第２９条　グループ構成員は、委託業務を行うために保有した個人情報について、毀損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ委託業務の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出ししてはならない。

（個人情報漏えいなどの事案の発生時における対応）

第３０条　グループ構成員は、保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が生じた旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

（委託業務終了時における個人情報の消去及び媒体の返却）

第３１条　グループ構成員は、委託業務が終了したときは、委託業務において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読できないよう情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

（個人情報の保護）

第３２条　甲は、グループ構成員の委託業務データのほか、研究者等の個人情報を取り扱う際にはプライバシーの保護に十分に配慮し、法令その他の規範を遵守するものとする。

（事故の報告）

第３３条　グループ構成員は、人体等に影響を及ぼすおそれがある事件、事故等が発生した場合は、事故の内容を事故が発生したときから７日以内に乙を通じて甲へ報告しなければならない。

（賠償責任）

第３４条　甲は、委託業務の実施に起因して生じたグループ構成員の財産、従業員及び臨時雇用者等の損害並びに第三者に与えた損害に対し、その損害が甲の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の損害賠償の責を負わないものとする。

２　委託期間終了後においても同様とするものとする。

（存続条項）

第３５条　甲及び乙は、委託期間が終了し、又は第１４条、第１５条若しくは第１６条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。

一　各条項に期間が定めてある場合においては、その期間効力を有するもの

　　　第８条第２項、第１１条第８項。

二　各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの

　　　第２２条から第２４条、第２５条。

三　その他

　　　第２７条に規定する業務上の秘密及び第２８条から第３０条に規定する個人情報の取扱い。

（雑則）

第３６条　第１条、第４条第３項、第５条第３項、第７条第１項、第１０条、第１３条、第１７条、第２２条第１項及び第３項、第２４条第２項、第２５条第２項、第３０条、第３３条の報告又は提出は、甲の所長に行うものとする。

（疑義の解決）

第３７条　前各条のほか、本契約に関して疑義を生じた場合又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

特記事項

【特記事項１】

（談合等の不正行為による契約の解除）

第１条　甲は、この契約に関し、グループ構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。併せて、既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

（１）公正取引委員会が、グループ構成員又はグループ構成員の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（２）グループ構成員（グループ構成員が法人の場合にあっては、その役員、使用人その他従業員を含む。次条第１項第４号及び第２項第２号において同じ。）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

２　グループ構成員は、この契約に関して、前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第２条　乙は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の１００分の１０に相当する金額を、違約金として、甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）公正取引委員会が、グループ構成員に対して独占禁止法第７条又は第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（２）公正取引委員会が、グループ構成員に対して独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（３）公正取引委員会が、グループ構成員に対して独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４）グループ構成員に係る刑法第９６条の６又は第１９８条若しくは独占禁止法第８９条第１項又は第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の１００分の１０に相当する金額のほか、契約金額の１００分の５に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）前項第２号の規定により確定した納付命令について、独占禁止法第７条の２第７項の規定の適用があるとき。

（２）前項第４号に規定する刑に係る確定判決において、グループ構成員が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

３　乙は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

【特記事項２】

（暴力団関与の場合の属性要件に基づく契約解除）

第３条　甲は、グループ構成員が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（暴力団関与の場合の行為要件に基づく契約解除）

第４条　甲は、グループ構成員が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

（暴力団が関与していない旨の表明確約）

第５条　グループ構成員は、第３条の各号及び第４条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

（暴力団関与の場合の損害賠償）

第６条　甲は、第３条又は第４条の規定により本契約を解除した場合は、これによりグループ構成員に生じた損害について、何ら賠償又は補償することを要しない。

２　グループ構成員は、甲が第３条又は第４条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

３　グループ構成員が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、グループ構成員は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

４　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

５　第３項に規定する場合において、グループ構成員が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、グループ構成員の代表者であった者又はその構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、グループ構成員の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して違約金の支払を行わなければならない。

６　第３項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分についてグループ構成員に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

７　乙が、第３項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、グループ構成員は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５％の割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団関与の場合の不当介入に関する通報・報告）

第７条　グループ構成員は、自らが、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否するとともに、速やかに当該不当介入の事実を甲に報告し、かつ、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

　上記契約の証として、本契約書２通を作成し、双方記名押印の上各１通を保有するものとする。

　　　　平成○○年○○月○○日

　　　　　　　甲　　埼玉県さいたま市北区日進町１丁目４０番地２

　　　　　　　　　　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

　　　　　　　　　　生物系特定産業技術研究支援センター

　　　　　　　　　　所長　　平野 統三

　　　　　　　乙　　□□県□□市△△△○丁目○○番地○○号

　　　　　　　　　　△△△△△△△△△△△△△△△グループ

　　　　　　　　　　代表機関

　　　　　　　　　　（法人名）

　　　　　　　　　　（代表者）